

STAGE2
手続き

? 問題

商標・地域団体商標登録を行う前に登録の目的を考えておいた方がよい?

A: ○ B: ✕

STAGE2
手続き

? 問題

団体として商標・地域団体商標の申請をする場合、構成員の意見を事前に聞いておく必要はない?

A: ○ B: ✕

STAGE2
手続き

? 問題

商標・地域団体商標登録をする商品・サービスの品質はバラバラでもよい?

A: ○ B: ✕

STAGE2
手続き

? 問題

商標を出願する前には同じような商標がないか事前にチェックをした方がよい?

A: ○ B: ✕

STAGE2
手続き

? 問題

商標・地域団体商標を登録ができれば心配はないので、管理をする必要はない?

A: ○ B: ✕

STAGE2
手続き

? 問題

一般商標は個人でしか出願することはできない?

A: ○ B: ✕

STAGE2
手続き

? 問題

1つの商品・サービスに対して商標登録できる商標の数は?

A: 1つ
B: 3つ以内
C: 制限はない

STAGE2
手続き

? 問題

商標出願の方法として適当でないものはどれか?

A: 口頭出願 B: 書面出願 C: 電子出願

STAGE2
手続き

? 問題

地域団体商標は個人で出願することができる?

A: ○ B: ✕

STAGE2
手続き

? 問題

地域団体商標の登録要件である「地域名と商品・サービスの密接関連性」の「関連性」として当てはまらないものは?

A: その地域が商品の産地・製造地
B: その地域が商品・サービスの提供地
C: その地域に商品・サービスを好きな人が沢山住んでいる

STAGE2
手続き

? 問題

地域団体商標の登録要件である「周知性」の「証明方法」として当てはまらないものは？

- A: 商品・サービスを好きな人の数
- B: 商品を出荷・提供する際の伝票
- C: メディアへの掲載・取り上げ回数

STAGE2
手続き

? 問題

商標・地域団体商標を出願する際の相談相手として適切でない人は？

- A: 知財総合支援窓口
- B: 弁理士
- C: 特許庁長官

STAGE2
手続き

? 問題

登録商標の更新手続きの時期が近づいたらどうする？

- A: 特許庁からのお知らせを待つて手続きをする
- B: 自主的に手続きをする
- C: 自動更新制度に登録しておく

STAGE2
手続き

? 問題

商標登録さえしておけば、その商標は使わなくてもよい？

A: ○ B: ✕



!! 正解

正解したら、ポイントget!

B

<解説>

商標登録後は、登録商標をきちんと管理・運用していくことが必要です。そのためには、団体に属する方々から、商標登録についての合意をもらっておく必要があります。

登録の目的を共有した上で、皆が納得したネーミングやマーク等を商標登録することが、登録後の円滑な活用につながります。



!! 正解

正解したら、ポイントget!

A

<解説>

商標・地域団体商標登録には膨大な労力や費用が発生します。しかし、商標登録が商品・サービスの知名度向上や売上の向上に直結するものではありません。

商標登録を行う前には、本当に必要な商標登録なのか、どうして商標登録を行うのかなどについて検討することが大切です。



!! 正解

正解したら、ポイントget!

A

<解説>

商標登録後は、登録商標をきちんと管理・運用していくことが必要です。そのためには、団体に属する方々から、商標登録についての合意をもらっておく必要があります。

登録の目的を共有した上で、皆が納得したネーミングやマーク等を商標登録することが、登録後の効果的な活用につながります。



!! 正解

正解したら、ポイントget!

B

<解説>

商標登録したとしても、商品・サービスの中に粗悪なものがあれば、その商標に対する信頼は失われてしまいます。

商標登録する商品・サービスに関しては、「品質管理規定」を定め、商品・サービスの品質の管理を行うことが大切です。安定した品質の提供が需要者に対する価値となり、「ブランド」の醸成につながります。

但し、品質管理規定の作成は商標登録の必須条件ではありません。



!! 正解

正解したら、ポイントget!

B

<解説>

一般商標は、個人または法人が出願・登録対象者となります。

法人格のない任意の団体や屋号(〇〇商店など)での登録はできないため、この場合は代表者等の個人名での出願・登録となります。



!! 正解

正解したら、ポイントget!

B

<解説>

商標・地域団体商標は登録だけでなく、使い、育てていかなければなりません。登録商標の信頼や価値を向上させるためにも「商標管理規定」を定め、商標の使い方や使用範囲を管理することが望まれます。



!! 正解

正解したら、ポイントget!

A

<解説>

出願方法は、書面出願(特許庁の窓口へ持参・郵送による提出)かパソコン等による電子出願のみです。



!! 正解

正解したら、ポイントget!

C

<解説>

1つの商品・サービスに対して商標登録できる商標数に制限はありません。

おなじみのお菓子「かつぱえびせん」(カルビー株式会社)も少なくとも3つの登録商標を持っています。



!! 正解

正解したら、ポイントget!

C

<解説>

「その地域に商品・サービスを好きな人が沢山住んでいる」ことは、出願主体の心強い味方になりますが、「地域名と商品・サービスの密接関連性」を示すことにはなりません。

密接関連性としては、「地域の名称が商品の製法の由来地である」場合、「地域の名称が商品の主要な原材料の産地である」場合などもあります。



!! 正解

正解したら、ポイントget!

B

<解説>

地域団体商標の登録主体は、法人格を有し、特別の法律によって設立された組合(農業協同組合や漁業協同組合など)や地域ブランドによる地域活性化に中心的に取組む商工会や商工会議所、NPO法人です。

地域団体商標の出願者は、一般商標と異なり地域の名前が入った商品・サービスを社会に対して提供する地域の代表者となるため、登録主体としての的確な団体であるか審査されます。



！ 正解

正解したら、ポイントget！

C

< 解説 >

特許庁長官も相談にのってくれますが、多忙であるため相談相手としては適切ではありません。
商標・地域団体商標など知的財産について無料で相談ができる各県の「知財総合支援窓口」や知財の専門家である「弁理士」に相談しましょう。



！ 正解

正解したら、ポイントget！

A

< 解説 >

登録した商標であっても、3年以上使用していない場合は、登録商標「不使用」とみなされ、取り消し請求をされる場合があります。

取り消し請求は、登録者以外の誰でも行うことができます。



！ 正解

正解したら、ポイントget！

B

< 解説 >

登録した商標であっても、3年以上使用していない場合は、登録商標「不使用」とみなされ、取り消し請求をされる場合があります。

取り消し請求は、登録者以外の誰でも行うことができます。



！ 正解

正解したら、ポイントget！

B

< 解説 >

商標制度においては、自動車免許のように更新のお知らせが特許庁から送付されることはありません。権利の保有を続けたい場合は、更新時期を自分たちで把握しておき、更新手続きを行いましょう。

なお、自動更新制度は今のところありません。